

国民投票法の可決・成立に抗議する！

本日5月14日午前、参議院本会議において憲法改正手続きを定める国民投票法が、与党の賛成多数で可決・成立した。「戦争の放棄」「国民主権」「基本的人権の尊重」を柱とした現憲法施行から60年、この国は、「平和主義」をかなぐり捨て、また一步「戦争のできる国」へと着実に歩みを進めることとなった。

私たちは、この国民投票法の強行採決に強く抗議する。衆参両院の憲法調査特別委員会ので十分な審議や中央公聴会の開催もせず、まさに国民不在のまま強引に法案を本会議で成立させた政府与党の暴挙を絶対に認めることは出来ない。法案に18項目もの付帯決議が着くこと自体が審議不足をものがたっているのである。

安倍首相は、「戦後レジームからの脱却」を掲げて、自らの在任期間中に憲法改正を実現することを宣言している。再び悲惨な戦争を繰り返さないために、「戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認」を謳った、憲法9条を改正することを明言しているのだ。この60年間、私たちは戦争の名による人殺しを行ってこなかった。戦争の名により殺されることもなかった。まぎれもなく平和憲法として世界に冠たる憲法9条が存在したからであり、国の最高法規である憲法により、「戦争と武力行使を放棄する」ことを「国民の総意」としてきたからである。

国民投票法が成立したことで、施行は3年後、3年間は改正案の提出や審議は行うことは出来ないとは言え、「憲法審査会」が衆参両院に常設され一挙に改憲のための「調査」が進められ、憲法改正の原案づくりが加速することは明らかだ。

また一方において、憲法解釈上禁じられている集団的自衛権行使の事例研究を行うために有識者懇談会も設置された。憲法解釈の見直しを通じて実質的な「行使容認」へと突き進むことで、「安全保障」の名による日米軍事同盟のさらなる強化を目論んでいる。そのことは同時に、解釈改憲によって世論を実質的な改憲へと突き動かすということでもある。

JR東海の葛西会長は、その有識者懇談会のメンバーに抜擢され「解釈改憲」の急先鋒として手腕を発揮している。「集団的自衛権の従来解釈さえ捨ててしまえば、憲法改正を妨害しようとする人々の意欲もなくなる」（国会議員有志でつくる「正しい日本を創る会」での講演）とまで言い切っているのである。私たちは、このような葛西会長の主張にも断固抗議の意志を明らかにする。

私たちは、二度と悲惨な戦争を繰り返さないために、このような戦争への道を押し進める一切の諸攻撃と闘うことを明らかにする。その闘いの一環である、7月の参議院選挙を組織の総力を発揮して闘うことを明らかにし、憲法9条を守り広めるために、すべての仲間と連帯し闘うことをあらためて宣言する。

2007年5月14日

JR東海労働組合中央本部